

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 條例 鳥取県身体障害者更生指導所設置条例の一部改正
- ◇ 規則 鳥取県八頭厚生療養管理規程
- ◇ 訓令 鳥取県公印規程の一部改正
- ◇ 告示 積雪寒冷單作地区の追加指定
結核予防法に基く医療機関の指定
鳥取県収入証紙小売さばき人の指定
准護婦養成所の指定
傳染病予防法に基く消毒方法等
- ◇ 公告 果有林の立木一般競争入札について
- ◇ 正誤 昭和二十八年六月十六日鳥取県規則第四十号中訂正

條例

鳥取県身体障害者更生指導所設置条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

昭和二十八年七月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県條例第三十九号

鳥取県身体障害者更生指導所設置条例の一部を改正する
條例

鳥取県身体障害者更生指導所設置条例（昭和二十七年四月鳥取県條例第二十三号）の一部を次のように改正する。題名を「鳥取県身体障害者更生指導所に關する條例」に改める。

第一条を次のように改める。

（この條例の目的）

第一条、鳥取県身体障害者更生指導所（以下「更生指導所」という。）は身体障害者の相談に応じ、更生に必要な訓練と生活指導をするとともに義手、義足、補助器及びコルセット（以下「義肢」という。）の製作及び修理を行うことを目的とする。

第三条の次に次の三条を加え第四条を第七条とする。

手	前腕義手			上腕補助器	上腕	
	能動義手	作業用	常用		能動義手	作業用B型
常用	肘関節り断通	B型 A型	腕関節切断通	肩(甲)硬性通	肩(甲)硬性通	肩(甲)り断通
	一〇、四六〇	七、〇四〇	七、六三〇	五、九九〇	七、九七〇	九、五九〇
			肘関節り断の場合一割増			
	指一本を増すごとに一、〇三〇円を加算する					

義手	種目	型式	使用料の額	備考
肩(甲)り断通	肩(甲)り断通	一、八〇〇円		
肩(甲)り断通	肩(甲)り断通	八、五二〇		
肩(甲)り断通	肩(甲)り断通	九、八一〇		
肩(甲)り断通	肩(甲)り断通	七、四二〇		

(使用料)

第四条 更生指導所において義肢の製作又は修理をしたときは、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。

第五条 使用料の金額は、別表のとおりとする。但し軽易な修理については、知事において免除することができらる。

第六条 使用料は、知事の発行する納額告知書により納付しなければならない。

別表

製 作

2 前項の規定によつて納付した使用料は、どんな理由があつても還付しない。

附 則

1 この条例は公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

鳥取県立義肢修理所設置条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第六号)

鳥取県立義肢修理所使用料徴収条例(昭和二十四年十月鳥取県条例第六十二号)

関節補助器	下たい補助器	下たい義足		大たい補助器
		作業用	常用	
サ足サシ ボ1関ボ1 タ1節タ1節	固負荷排 負骨神 軽軽減経 足減足ま 関節用 節定節	足木鉄 首脚脚 付脚脚	足軽足 関節関 遊動定 便	普体負 重座荷 骨支持軽 減 通
二、六六〇 四、一二〇	七、一一〇 八、二七〇	五、七四〇 五、一七〇 六、三〇〇	一〇、二五〇 七、三二〇 九、九二〇	一三、三四〇 九、三七〇 八、二〇〇
		” ” ”	しつ関節り断の場合は一割増 しつ関節り断の場合は一割増	

普通大たい義足		関節付大たい義足		前腕補助器
作業用	常用	作業用	常用	
足木鉄 首脚脚 付脚脚	足しつ全足 関関関関 節節節節 固半遊固定 定動動	足木鉄 首脚脚 付脚脚	足しつ全足 関関関関 節節節節 固半遊固定 定動動	手作 指業 屈伸用 用
六、九七〇 六、〇三〇 五、九六〇	一四、五〇〇 一五、八二〇 一三、八八〇	八、一二〇 七、二〇〇 七、七五〇	一六、〇五〇 一七、一四〇 一五、一五〇	一、五六〇 六、六八〇

修理種類	修理部位	使用料の額	補助コルセット	靴型補助器	足部義し
常用上腕義手	肩甲革交換 筒柱部ニウム交換 " 革 肘関節金具 "	二、三三〇円 一、〇〇〇 四八〇 一、一六〇	軟性 頭胸椎 性椎椎椎	足部変型 排骨神経まひ用 足部変型	足趾 ビロコーフ
			八、三七〇 九、七〇〇 一、二、五三〇 六、一一〇	五、五〇〇 五、七二〇 五、〇七〇	三、八四〇 六、七九〇
腕関	腕関 "	三八〇			
手掌	手掌 "	一、五〇〇			
回転金具	回転金具 "	五一〇			
断端部内革	断端部内革 "	一、二三〇			
縮バンド	縮バンド "	五三〇			
断端革交換	断端革交換	一、一八〇			

常用下腕義手	幹部頭 裝著帶交換 筋金 "	一、六〇〇 三三〇 六〇〇 七〇〇	常用下たい義足	筒柱部交換 足部(B型) 筋金交換 足底ゴム "	二、五〇〇 七五〇 一、〇〇〇 一、五〇〇 三〇〇 一、〇〇〇
作業用前腕義手	断端革交換 手先金具 "	一、〇〇〇 六四〇	作業用下たい義足	筒柱部修理 筋金交換 バンド "	二、四〇〇 二〇〇 二〇〇 八二〇 四五〇
常用大たい義足	筒柱部ニウム交換 " 革 " 修正 肘関節金具交換 裝着用吊バンド "	一、四五〇 一、二三〇 八七〇 一、三七〇 一、二〇〇 七〇〇	足部義し	足底板交換 筒柱部交換 " 修正 筒柱部内革フェルト交換	一、一〇〇 三、五〇〇 六〇〇 九〇〇
筋金 "	筋金 "	五九〇			
幹部 "	幹部 "	一、六〇〇			
裝著帶交換	裝著帶交換	六〇〇			
筋金 "	筋金 "	七〇〇			
筒柱部内革 "	筒柱部内革 "	六四〇			
筒柱部 "	筒柱部 "	一、五〇〇			
断端革交換	断端革交換	六四〇			
手先金具 "	手先金具 "	一、〇〇〇			
筋金 "	筋金 "	八〇〇			
筒柱部ニウム交換	筒柱部ニウム交換	一、四五〇			
" 革	" 革	一、二三〇			
" 修正	" 修正	八七〇			
肘関節金具交換	肘関節金具交換	一、三七〇			
裝着用吊バンド "	裝着用吊バンド "	一、二〇〇			
足部表革 "	足部表革 "	七〇〇			
足部裏 "	足部裏 "	二五〇			
足先ゴム "	足先ゴム "	四〇〇			

補 助 器	大たい座骨受車	一、〇〇〇
	大たい筋骨	九五〇
	大たい装著帯	六〇〇
	下たい	一、五〇〇
	靴型補助器半張り	四五〇
	種	八〇〇
	コルセット	二、二〇〇
	へい革交換	四〇〇
	筋骨	三〇〇
	ホツク	三〇〇
	裏布	二〇〇
		六五〇

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例をここに

に公布する。

昭和二十八年七月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第四十号

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例
鳥取県総合開発審議会条例（昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「（以下「総合開発計画」という。）」の下に「及びその実施に関し必要な事項」を加え、「第九条第一項」を「第六条の六」に改める。
- 第三条中「法第五条」を「法第十一条の二」に改める。
- 第七条第二項を次のように改める。
- 2 県職員を除く委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県八頭厚生寮管理規程をここに公布する。

昭和二十八年七月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第五十一号

鳥取県八頭厚生寮管理規程

（事業の目的）

第一条 鳥取県八頭厚生寮（以下「厚生寮」という。）の事業は、住居のない要保護者に対して生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による住宅扶助の現物給付を行うことを目的とする。

（職員の定数、区分及び職務内容）

- 第二条 厚生寮に寮長一人、その他の職員若干人を置く。
- 2 寮長は知事の指揮監督をうけて寮務を掌理する。
- 3 その他の職員は寮長の指揮監督をうけて寮務に従事する。

（入居者）

第三条 厚生寮の入居者は、保護の実施機関が生活保護法による住宅扶助の現物給付を行うことを適当と認めたる者でなければならぬ。

（処遇方法）

第四条 寮長は、入居者の選定又は処遇にあたり差別的取扱をしてはならぬ。

第五条 寮長は新たに入居した者に対して厚生寮の事業目的規律その他入居に際して必要な事項を説示するものとする。

第六条 寮長は常に入居者の生活の向上及び更生を図るよう努めなければならない。

第七条 寮長は、入居者の日常生活に健全な娯楽を取り入れるとともに、情操の陶やに努めさせるよう意を用いなければならない。

（入居者の守るべき規律）

第八条 入居者は、保護のために行う寮長の指示に従わなければならない。

第九条 入居者は、常に火気の使用に注意し、火災の予

防に努めなければならない。

第十条 入居者は、寮長の許可を得ず自室に他の人を宿泊させてはならない。

第十一条 入居者は、寮長の許可を得ずして厚生寮の備品を移動し又は厚生寮の設備を改造し若しくは変更してはならない。

第十二条 入居者は、互譲と親和に努め、厚生寮内の風紀秩序を乱し又は他に迷惑を及ぼすような行爲をしてはならない。

第十三条 入居者は、各個に所定の場所で炊事を行うものとする。但し、特に寮長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(その他の事項)

第十四条 寮長は、入居者の状況に著しい変動を生じたとき、その他特に必要と認めるときはその状況を直ちに保護の実施機関に通報しなければならない。

第十五条 寮長は、入居者が寮内の秩序を乱し又は保護のために行う指示に従わないときはこれに退寮を命ず

ることができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十六号

庁 中 一 般
各 寮

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年七月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

別表中

「支払通知認証印

- 第一号 別函（三三） 方一五 各寮長
- 第二号 別函（三四） 方一五 各寮長
- 第三号 "（三五） " " "

「分任出納員印

第一号 別函（三三） 方一八 各寮長

鳥取県何所
支通
知証
印

鳥取県何
場支通
知証
印

鳥取県何
学校支
通知証
印

鳥取県分
任出納
員印

鳥取県何所
（場）分
任出納
員印

鳥取県何
学校分
任出納
員印

附 則

この訓令は公布の日から施行し、昭和二十八年七月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百一十号

昭和二十六年七月鳥取県告示第三百五十一号をもつて告示した積雪寒冷単作地区として次の市町村の区域を昭和二十八年七月一日追加指定した。

昭和二十八年七月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武
米子市、西伯郡御來屋町、日吉津村、巖村、春日村

鳥取県告示第三百二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により、医療機関を次のとおり指定した。
昭和二十八年七月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

名称	所在地	管轄保健所	指定年月日
西尾医院	鳥取市瓦町二一九	鳥取保健所	昭和二十八年七月七日
早瀬医院	八頭郡河原町大字 智頭		
	河原一九七ノ三		

鳥取県告示第三百四号

鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による、小売さばき人を次のとおり昭和二十八年七月一日指定した。
昭和二十八年七月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

番号	氏名	住所
一	鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取支所 支所長 福田 親政	鳥取市東品治町一九ノ五
二	鳥取県森林組合連合会 会長 石谷 貞彦	古市一
三	鳥取県経済農業協同組合連合会 会長 木南 貞治	東品治町一九ノ五
四	株式会社山陰合同銀行鳥取支店 支店長 椿 音藏	若桜町四二
五	右同鳥取県庁派出所	東町九九
六	岩井町農業協同組合 組合長 松本 修一	岩美郡岩井町一一五

番号	氏名	住所
七	小田村	丸山 信藏
八	大茅村	太田 猪松
九	株式会社山陰合同銀行浦富支店 支店長 寺口 慎市	浦富町一、五四四
一〇	丹比村農業協同組合 組合長 大田 秀男	八頭郡丹比村大字北山七二
一一	池田村	清水 兵吉
一二	若桜町	若桜町大字若桜
一三	八頭郡畜産農業協同組合連合会 会長 西尾 圭介	船岡村大字船岡
一四	八東村農業協同組合 組合長 岸本 誠一	八東村才代二九八ノ一
一五	社村	社村樟原三一〇
一六	佐治村	佐治村加瀬木一、三〇〇
一七	大村	大村鷹狩三二
一八	山形	智頭町郷原一五三
一九	富沢	新見二一八
二〇	智頭町木材	智頭一、五三九
二一	鳥取県経済農業協同組合連合会 郡家支所 支所長 林 喜代藏	郡家町郡家四九三
二二	株式会社山陰合同銀行郡家支店 支店長 藤田 一郎	二六七
二三	若桜支店	若桜町若桜三七三
二四	河原支店	河原町河原一六八

四三	〃	由良支店	山崎 巖	〃	由良町由良宿二二〇六	同上
四四	〃	浦安支店	仲野 友栄	〃	浦安町浦安三六六	同上
四五	〃	八橋支店	増田 篤	〃	八橋町八橋一、三九四	同上
四六	〃	赤碓支店	岡田 翠	〃	赤碓町赤碓一、五四四	同上
四七	〃	御來屋支店	高橋種之助	〃	西伯郡御來屋町一、〇一三	同上
四八	上長田村農業協同組合 組合長	遠藤 淳富	〃	〃	上長田村	同上
四九	法勝寺村	杉山 重治	〃	〃	法勝寺村	同上
五〇	東長田村	前田 鸞胤	〃	〃	東長田村	同上
五一	大國村	生田 正雄	〃	〃	大國村原	同上
五二	大山村	椎木 精	〃	〃	大山村佐摩	同上
五三	賀野村	雜賀 英雄	〃	〃	賀野村市山	同上
五四	逢坂村	松井 潔	〃	〃	逢坂村下市	同上
五五	上長田村森林組合	遠藤 長作	〃	〃	上長田村	同上
五六	東長田	生田 嘉雄	〃	〃	東長田村	同上
五七	株式会社山陰合同銀行淀江支店	支店長 松本 明	〃	〃	淀江町淀江五五三	同上
五八	大篠津支店	安田貞次郎	〃	〃	大篠津村堂屋敷	同上
五九	境支店	渡辺 貞治	〃	〃	境町本町一	同上
六〇	法勝寺支店	高田 義雄	〃	〃	法勝寺村法勝寺	同上

二五	〃	用夕瀬支店	藤繩 茂	〃	用夕瀬町用夕瀬二五九	同上
二六	〃	智頭支店	岸本 正文	〃	智頭町智頭四〇三	同上
二七	気高郡畜産農業協同組合連合会 会長	山脇 菊治	〃	〃	気高郡浜村町浜村西浜	同上
二八	中郷農業協同組合 組合長	岸田 雪郎	〃	〃	中郷村亀尻	同上
二九	日置村	原田 悦壽	〃	〃	日置村山根	同上
三〇	勝部村森林組合 組合長	中村 雄平	〃	〃	勝部村紙屋	同上
三一	勝部村農業協同組合	窪田 武	〃	〃	一九二	同上
三二	株式会社山陰合同銀行宝木支店	支店長 生田 淨	〃	〃	宝木村九二〇ノ八	同上
三三	〃	浜村支店	対野 英光	〃	浜村町勝見六八一	同上
三四	〃	鹿野支店	加川儀太郎	〃	鹿野町鹿野一七二七	同上
三五	〃	青谷支店	本田 幸好	〃	青谷町青谷三九九九	同上
三六	鳥取県中央農業協同組合連合会 会長	近池 利勝	〃	〃	東伯郡倉吉町明治町	同上
三七	鳥取県燃料協同組合 理事長	内川 利光	〃	〃	〃	同上
三八	鳥取県職員組合中部事務所支部 支部長	小林 光雄	〃	〃	仲之町七三七	同上
三九	倉吉保健所職員組合支部 支部長	茅原 好秀	〃	〃	広瀬町一、五七七	同上
四〇	株式会社山陰合同銀行松崎支店	支店長 松田 健藏	〃	〃	東郷町松崎三八八	同上
四一	〃	上井支店	沖島喜与一	〃	上井町上井三三三	同上
四二	〃	倉吉支店	長谷川 享	〃	倉吉町魚町二五四〇	同上

六一	鳥取県経済農業協同組合連合会	米子支所	支所長	角億	栄	米子市東町一〇五	同上
六二	西伯郡米子市畜産農業協同組合連合会	会長	大山初太郎			勝田町三〇	同上
六三	鳥取県薪炭生産販売協同組合	組合長	榎野 和男			灘町二丁目一六〇	同上
六四	鳥取県職員組合	西部地方事務所支部	支部長	窪田 嘉彰		東町九七	同上
六五	鳥取県職員組合	米子保健所支部	支部長	坂本 秀男		角盤町	同上
六六	株式会社山陰合同銀行	米子支店	支店長	池田 潤二		東倉吉町三〇	同上
六七	石見村農業協同組合	組合長	福岡 正治			日野郡石見村上石見	同上
六八	日野上村		入沢 仁			日野上村矢戸	同上
六九	阿毘縁村		林 喜作			阿毘縁村	同上
七〇	神奈川村		井上 健治			江府町	同上
七一	日野村		菅田 一雄			日野村本郷	同上
七二	江尾町		田中 正明			江府町江尾	同上
七三	鳥取県経済農業協同組合連合会	根雨支所	支所長	坪倉 季來		根雨町根雨二八七	同上
七四	米沢村農業協同組合	組合長	片山 一郎			江府町	同上
七五	黒坂町		前田 英			黒坂町	同上
七六	二部村		安藤 光正			二部村	同上
七七	日光村		遠藤 覚重			日光村大滝	同上
七八	溝口町		山中 恒雄			溝口町	同上

七九	日野郡畜産農業協同組合連合会	会長	山中 恒雄			根雨町根雨三七七	同上
八〇	米沢村森林組合	組合長	佐々木愛次郎			米沢村	同上
八一	大宮村		青戸 静			大宮村	同上
八二	多里村		宝石仙次郎			多里村	同上
八三	黒坂町		山形 万藏			黒坂町	同上
八四	鳥取県職員組合	根雨保健所支部	支部長	朽木 広		根雨町寺門前	同上
八五	株式会社山陰合同銀行	溝口支店	支店長	中野 祐義		溝口町溝口六四一	同上
八六		江尾支店		本多 宗十		江府町江尾一九八九	同上
八七		根雨支店				根雨町根雨六六	同上
八八		黒坂支店				黒坂町黒坂一、四二四	同上
八九		生山支店				日野村生山一五三	同上
九〇		山上支店		青砥九一郎		山上村笠木二四七	同上

鳥取県告示第三百五号

保健婦、助産婦、看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十二條第二号の規定による准看護婦養成所を昭和二十八年七月一日次のように指定した。

昭和二十八年七月七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取市三伯医師会准看護婦養成所

武

名称 鳥取市三伯医師会准看護婦養成所
 位置 鳥取市寺町一〇二番地
 設置者 社団法人鳥取市三伯医師会

